

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿徳会（以下「本会」という）の定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 継続かつ定期的に就業する役員（以下常勤役員という）については、報酬及び退職手当を支給することができる。
- (2) 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、前項の(1)を適用せず、本会の職員就業規則及び職員給与取扱細則等に従って処遇する。

(注) 就業規則第4条管理監督者に該当する者は、年間給与制（年俸制）となっている。

- (3) 非常勤役員および評議員については、報酬を支給しないこととし、理事会、評議員会及びその他の会議に出席する場合や本会の業務をおこなう場合には、費用弁償額として、次のとおり支給する。また、日額を超える費用が生じた場合には、その相当額を支給する。

日額 15,000円

- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等)

第4条 役員に対する報酬等の額は、評議員会において別に定める総額の範囲内とし、当法人の経理状況や勤務状況等を勘案し、つぎの各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員の退職手当については、別表2に定める額

2 報酬等とは別に、次の事項に該当する場合には手当を支給する。

(1) 常勤役員の通勤に関して生じる費用については、<職員給与規定取扱細則>の規定に準じて支給する。

(2) 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める<旅費規程>に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が銀行休業日にあたるときは、その前日とする。

また、毎年6月と12月には、各月2回に分けて支給することができる。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経ておこなう。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 表 1 常勤役員の報酬

- ・ 理事長 年俸 8,000,000 円 ～ 12,000,000 円
- ・ 常務理事 年俸 6,000,000 円 ～ 10,000,000 円

別 表 2 常勤役員の退職手当

- (1) 算定式 . . . 在任期間の年俸額の 12%を毎年累積して算出
- ・ 在任期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を 1 年とする。
 - ・ 在任期間は専任期間のみとし、職員兼務の期間は含まない
 - ・ 在任期間が 1 年未満の場合（就任時又は退任時）は、毎月 1 日を起算日として在任月数を確定し、それを 12 月で割り小数点第 1 位（小数点第 2 位を切り上げ）まで算出した割合とする。
- (2) 特例措置
- ・ 著しく顕著な貢献が認められる場合には、評議員会の決議を経て (1) の算定額を越えて支給することができる

(令和 4 年 3 月)